



薬害エイズ和解30周年 記念集會に出席して

2026年3月14日に、薬害エイズ訴訟の和解30周年記念集會が開催された。

薬害エイズ事件は、輸入血液製剤に混入したHIV（エイズの原因ウイルス）に感染した被害者らが東京と大阪で1989年に提起した訴訟である。被告は国と製薬企業5社、1996年3月29日に、被告らの責任を認める和解が成立した。

30周年記念集會では、当会議代表で東京HIV訴訟弁護団の事務局長である鈴木利廣弁護士が、被害の発生から訴訟の提起、和解の成立に至るまでの経過を振り返り、困難を極めた闘いの中、裁判所で行われた企業のトップと被害者の直接面談、原告本人の集中尋問など、裁判所と被告を説得したのは被害者だったと語った。

大阪HIV訴訟弁護団の山西美明弁護士は、実名原告である赤瀬氏、石田氏らとともに挑んだ若い弁護士たちの闘いを伝えた。

大阪訴訟の原告である花井十五氏は、訴訟の解決後の恒久対策への取り組みを振り返った。和解確認書に基づき、

はばたき福祉事業団やエイズ治療・開発センターの創設、ブロック拠点病院の整備等が行われ、この30年間、医療や福祉、血液事業などの政策課題を、毎年開催される大臣協議等を軸に前進させてきた。

この事件では、約1500人の血友病患者が血液製剤によってHIVに感染し、現在までに約700人が死亡している。集會で挨拶した2人の遺族の言葉は、薬害で家族を失った悲しみが癒えることはないとし示していた。

生き残った被害者は、和解の成果である治療法の開発によりエイズで死亡することはなくなったが、血液製剤に混入していたC型肝炎ウイルスに命を脅かされている。

被害者の多くは50代になったが、若い頃の闘病や差別偏見のために社会生活の基盤を築くことができず孤立し

て暮らす者も少なくない。

薬害エイズ訴訟は、私が弁護士になったばかりで初めて参加した集団訴訟であり私の原点である。また、薬害エイズ事件の教訓を活かすために弁護団の呼びかけで和解成立の翌年に発足したのが当会議である。被害の重さが胸に迫り、薬害防止への決意を一層深くせずにはいられない集會であった。

薬害オンブズパースン

水口 真寿美



INDEX

- 薬害エイズ和解30周年記念集會に出席して..... 1
- HPVワクチンの男性への接種拡大を許してはならない..... 2
- 市販後安全対策における因果関係評価と抗がん剤副作用救済制度に関する意見書..... 4
- 事務局長レター..... 5
- タイアップ札幌27周年記念講演会..... 6
- Books..... 8

HPVワクチンの男性への 接種拡大を許してはならない

2025年12月、当会議は「HPVワクチンの男性への定期接種化に反対する意見書」を提出しました。

女性への被害は接種勧奨再開後に急増している

HPVワクチンの男性への接種については、公費助成を行う自治体が出てきたことをふまえて、当会議が2023年8月に意見書を提出して反対意見を述べています。しかしながらその後も、HPVワクチンを男子にも接種しようとする働きかけが続いており、2025年7月と9月に開催された国のワクチン評価小委員会においても、引き続き費用対効果分析の検討をさらに進めていく、とのとりまとめがなされました。

そもそもHPVワクチンは2013年に主に中高生の年代の女性を対象に定期接種化されましたが、それ以前から公費による接種が強く推進され、多くの女性に副反応被害をもたらしました。その症状は、激しい疼痛や極度の倦怠感、羞明などの感覚過敏といった症状に加えて、記憶や学習といった高次脳機能にも障害が生じるといった深刻なものであり、接種から十年以上を経て30歳前後に達した現在も、多くの女性がこうした症状に苦しみ続けており、生活を立て直すことができていません。

表 協力医療機関の新規受診患者数

2022年度	137人
2023年度	143人
2024年度	337人
2025年度11月まで	128人(うち男性2人)
合計	745人

「HPVワクチンの安全性に関するフォローアップ研究」(研究代表者・岡部信彦)
2026年2月4日開催副反応検討部会提出資料より作成

クチンによって免疫介在性の神経障害が生じたことを認めず、「心身の反応」であるなどとして真の原因から目を背け続けています。その結果、被害者は放置され、ワクチンの副反応に対する根本的な治療法も開発されていません。



薬害オンラインスペース
堀 康司

それなのに2022年4月から主に中高生の年代の女性に対する積極的勧奨を再開し、それより上の世代の女性に対するキャッチアップ接種も強力に推進しました。その結果、勧奨再開後にHPVワクチン接種後の症状を訴えて協力医療機関を新たに受診する患者は急増し、国の研究班(岡部班)の集計では、2025年11月までに、745名に達したことが国の副反応検討部会に報告されています(表)。

接種を受けた人は、もともと健康だったはずですが。それなのに、これほど多くの人がHPVワクチンを接種した後、主に大病院が指定されている協力医療機関まで

(次ページへ続く)

わざわざ受診しているのはまさに異常事態であり、一度立ち止まったうえで、個別症例を網羅的に調査することが不可欠です。

しかしながら、症例調査を担当している国の研究班（西原班）がこれまでに副反応検討部に報告した症例情報はわずか8例に過ぎず、いずれも数行程度の記述による概略の紹介にとどまっています。こうした国の姿勢は、いま目の前で起きている被害から、目を背け続けるものにほかなりません。

HPVワクチンの危険性は、これまでの女性への接種勧奨の結果からも明らかであるのに、こうした被害を放置したまま、さらに男性への接種を進めることは到底許されません。

男性への適応症に対する 必要性はそもそも乏しく 費用対効果も最悪

そもそもHPVワクチンが薬事承認された男性の適応症は、肛門がんと尖圭コンジローマのみです。肛門がんの頻度は稀ですし、尖圭コンジローマは自然治癒の多い良

性疾患です。危険性の明らかかなHPVワクチンを用いて予防する必要性は全く認められません。

しかも国立感染症研究所は、これら2疾患を前提とした費用対効果が2億3459万7000円/QALYと報告しており、費用対効果の目安となる500〜600万円/QALYを大幅に超えています。

女性への間接効果に エビデンスなし、 適応外疾患を対象と するのは薬機法違反

このように薬事承認された適応症だけでは費用対効果が全く認められないため、適応症とされていない中咽頭がんや陰茎がん、さらには女性の子宮頸がんに対する間接効果などを盛り込んだ費用対効果の推計が行われています。しかし薬機法68条は承認外の効能・効果を標榜する誇大広告を禁止していますので、これらの適応外疾患に効果があるかのように謳って男性への接種を進めることは薬機法違反であり、到底許されること

ではありません。そもそも女性への間接効果については全くエビデンスが存在しません。

女性だけに接種の負担を 強いるのは男女不平等？

そうであるのに、国のワクチン評価小委員会では、費用対効果の評価にこれまでになかった観点（生産性損失等）を盛り込むようにしたり、「ジェンダー・ニュートラル」などといった、定義が曖昧な観点を持ち出すことで、男性への定期接種の正当化を試みようと

する委員の発言が見受けられます。こうした強引な動きと軌を一にするかのように、予防接種推進専門協議会が国に提出した要望書では、あるうことか、「女性のみにはワクチン接種の負担を強い、男性は希望しても自費でワクチンを受けないといけないという状況は、男女不平等と言わざるを得ません」などと書かれています。これは、本来女性にも負担させることが許容できないHPVワクチンの副反応のリスクを、男性にも同様に負わ

せるべきと述べるに等しい暴論であり、著しく不合理です。

そもそもワクチン評価小委員会の池田俊也委員が指摘するように、イギリスやベルギーなどではワクチンの費用対効果の検討に生産性損失を含めていませんし、子宮頸がんそのものを予防する効果が証明されていないHPVワクチンについては、そもそも生産性損失の推計自体が困難です。

男性への定期接種化政策 にエビデンスなし

このように、HPVワクチンの男性への接種促進にはエビデンスは認められません。男性への接種を進めようとするのは、内閣府の提唱するエビデンス・ベースド・ポリシューメイキング（EBPM）にも全く反する政策です。いま必要なのは、多くの被害者に根本的な治療法を提供することであって、製薬会社の利益を優先して男性への被害拡大をもたらすことではありません。

市販後安全対策における因果関係評価と 抗がん剤副作用救済制度に関する意見書

薬害オンラインフォーラム

関口 正人



薬機法改正審議を 踏まえた意見書の提出

2025年の薬機法改正について、当会議は2つの意見書（「リアルワールドデータのみに基づく薬事承認申請を可能とする薬機法改正に反対する意見書」、**「薬機法改正による条件付き承認制度の拡大等に反対する意見書」**）を提出して改正に反対してきましたが、遺憾ながら原案通り可決されました。

しかし、これらの意見書は国会審議でたびたび引用され、「リアルワールドデータのみに基づく薬事承認は慎重に検討すること」とされるなど衆参両院の附帯決議に相当程度反映されました。その審議を踏まえて、当会議は、2025年7月30日、以下の事項を要望する**標記意見書**を厚生労働大臣

ほかに提出しました。

- ① 市販後安全対策における副作用等の報告に関する因果関係評価基準を見直すこと
- ② 救済認定情報を市販後安全対策に生かすこと
- ③ 抗がん剤の副作用救済制度を創設すること

副作用等報告の因果 関係評価基準の見直し

当会議は、新型コロナウイルスの副反応疑い報告の約99%が評価不能として棚上げされている問題を指摘してきましたが、今回審議を通じて、オプジーボ（死亡例の約94%）やエンハーツ（死亡例の約86%）といった抗がん剤でも死亡報告例の大半が評価不能とされていることが明らかとなりました。その一因として現在の因果

関係評価基準が、 α （因果関係が否定できないもの）、 β （因果関係が認められないもの）、 γ （因果関係が評価できないもの）という3段階となっていることにあると考え、より詳細な5段階評価への見直しを改めて求めました。

救済認定情報の市販後 安全対策への活用

新型コロナウイルスの予防接種法の救済制度における死亡認定は1030名（2025年7月17日現在）となりましたが、この認定結果は市販後安全対策には生かされておらず、国会審議においても、厚労省は、副反応疑い報告制度とは目的や報告主体が異なるとして、否定的な答弁でした。しかし、救済制度の認定事例では因果関係評価のために副作用報告より

も具体的な情報を収集しているのですから、これを活用すべきです。

抗がん剤の副作用 救済制度創設

現行の医薬品副作用被害救済制度は、抗がん剤の副作用を対象外としています。しかし、今回の薬機法改正で条件付き承認の要件が緩和されたことにより抗がん剤への適用が増えることが予想されます。少数例の臨床試験のみで条件付き承認がなされる抗がん剤が増えれば、その救済は一層重要となります。抗がん剤の副作用救済制度の創設に向けた議論を行うべきです。

以上、本意見書で指摘した3点については、いずれも附帯決議で指摘されており、厚労省には速やかな対応が求められます。

「姉妹の被害」

薬害オンラインデータベース事務局長

水口 真寿美



30年前前に薬害エイズ訴訟の和解が成立した日である3月29日、HPVワクチン薬害訴訟を支援する集会が開催された。

この集会で、積極勸奨再開後に姉妹でHPVワクチンを接種し、多様な症状が出たという長尾さんのお父様が被害を語った。その内容は次のようなものだった。

◇ ◇
HPVワクチンの接種前、インターネットを調べたが安全だというばかりで、HPVワクチン訴訟の情報や被害者の声には行き当たらず、特に名古屋

屋調査で因果関係が否定されたという情報に接して接種を決断し、姉妹で接種した。ところが、接種後ほぼ同時に姉妹に光過敏や痛みなどの多様な症状が出て、特に次女は悪化して歩行困難となり、多数の医療機関を受診した後、ワクチンとの関連に気づき協力医療機関を受診した。しかし、協力医療機関では、検査もせずワクチンは関係がないと言いき、学校のストレスが原因だから学校をやめれば治ると診断した。現在は次女は座位を保てない状態である。家族にとつて、最も辛かったのは協力医療機関の対応だった。

◇ ◇
この被害には、当会議が指摘してきた問題が凝縮されていた。厚労省の見解に反する情報がSNS等の運営会社によつて削除され、インターネット上の情報に著しい偏りが生じている問題、名古屋調査に

ついて交互作用を考慮しない不適切な解析をして因果関係がないと結論づける問題、協力医療機関が機能していない問題などである。それだけに、長尾さんに当会議の情報を届けることができなかったことが残念でならなかった。

長尾さんの被害にはもうひとつの意味がある。それは姉妹でほぼ同時に接種し、接種後同じ時期に多様な症状が出たという点である。実はこの日、同じ集会で悲痛な訴えをした原告の平原さんも双子の姉妹で接種し、ほぼ同時期に多様な症状が出た（その後重症化したのは1人）。姉妹の被害は何らかの遺伝情報をもつハイリスクのグループがいることを示唆するとともに、接種後の症状はストレスによるものだとする企業や国の主張では説明がつかない。この被害を広く知らせて新たな被害を防ぎたい。

タイアップ札幌二十七周年記念講演会

「みゆう×みゆう対談」が実現

野村 充代

タイアップ札幌事務局長

2026年3月7日、タイアップ札幌の第28回総会および27周年記念企画を行い、HPVワクチン薬害訴訟九州原告の梅本美有（みゆう）さんと、北海道在住の

東京原告みゆうさん（北のみゆうさん）による「みゆう×みゆう対談」が実現しました。

梅本美有さんはお母さんと一緒に福岡から雪の札幌まで来てくださいました。他にも岡山や宮崎から支援の方が札幌に集まってくださり、とても心強かったです。

総会では三浦副代表から1年間の活動報告と今後の計画が説明され、会計報告、役員改選についても確認しました。

総会の後は27周年記念講演として、薬害オンブズパーソン会議副代表の隈本邦彦さんから「知ってほしいHPVワクチンのほんとうのこと いま全国で何が起きているか」の講演をいただきました。

全国4地裁で117人の原告が薬害訴訟中で来年4月に判決の予定であること、テレビやネットで推進情報ばかりが流れているがリスクに関する情報が正しく伝わっ

ていないこと、重篤副反応疑い報告の頻度は他の定期接種ワクチンの平均の6倍であること、ワクチンが改良されたから勧奨が再開されたとの誤解があるがワクチンは変わっていないこと、ワクチンでがんを予防できたというデータは国内にはまだないこと、接種勧奨再開によって接種者が増え、同時に協力医療機関の受診者が増えていること、重篤な副反応が出て

その治療法は確立していないこと、しかも治療が受けられないばかりか被害を訴えると反ワクチン呼ばわりされSNSで攻撃されるなど二次被害があること等々、HPVワクチンに関する現状が大変わかりやすく伝わる内容でした。

その後の「みゆう×みゆう対談」は、隈本さんがコーディネーターとして質問し、両みゆうさんが誠実に答えてくれるという形式で進められました。

北のみゆうさんは、つらい症状が十年以上続いているが医療者にもなかなか理解してもらえないこと、医師になりたいという夢があったが諦めざるを得なかったこと、梅本さんは鹿児島で治療を受けて杖を使って歩けるまでになっ

たが、自分は札幌から鹿児島まではともに行けない状況で、住んでいる環境によって受けられる治療に格差があること、日常生活を送るために他者の助けが要ることがもどかしく辛いこと、本来はアウトドア派だったが今は家にこもりざるを得ないことなどを語りました。一方、梅本美有さんは、いまは各地でおはなし会を開くなど裁判勝訴のための活動に全力を注ぎ込んでいるが、この副反応さえなければ、自分には別の人生があったのではないかと語りました。どちらのお話も胸に迫る内容でした。

（次ページへ続く）



昨年、東京地裁の裁判傍聴をした際、協力医療機関である某大病院の医師が「車椅子の患者がいるが、心因性なのだから人目のないところでは普通に歩いているはずだ」などと言っていて本当にびっくりしました。

学会などでもワクチンについて様々な意見があることは承知していますが、ワクチンに副反応があるのなら正しく救済されるべきで、なぜ救済されるべき人が長年誹謗中傷されながら活動しなければならぬのか、この状況を早くなんとかしたいです。

そして重層的な辛い症状が少しでも改善される治療法があるのなら、国やメーカーの責任で、ここに住んでいても早く治療が受けられるようにするべきです。

タイアップ札幌総会の翌日の8日にも市民ネットによる学習会が行われたりと今回は忙しく、いつも頑張りすぎる2人のみゆうさんがその後体調を崩されていないか心配しています。両みゆうさんともどうぞお大事にしてください。

そして参加いただいた皆様、ありがとうございました。

札幌駅で宣伝行動

総会前に札幌駅で宣伝行動を行いました。二人のみゆうさんと支援者十数名で、資料を配布しながら支援を訴え、オンライン署名をお願いのポケットティッシュを30分間で300個ほど配布しました。立ち止まって個別にじっくり話を聞いてくださる方もいました。



「みゆう×みゆう対談」 が教えてくれたこと

薬害オンラインスペース

隈本 邦彦

タイアップ札幌の総会記念講演を依頼された時、前から気になっていた「北のみゆう」こと東京原告58番さんと、福岡原告1番の梅本美有さんが、偶然同じ名前だったということをテーマにしようと思いつきました。

北のみゆうさんは、HPVワクチン接種前はバレーボール部で活躍していたスポーツ少女。将来は医師になりたいという希望を持っていました。

一方、梅本美有さんは、軽音楽部でギターを弾く自称インドア派、子供が好きなので保育士になることが夢でした。

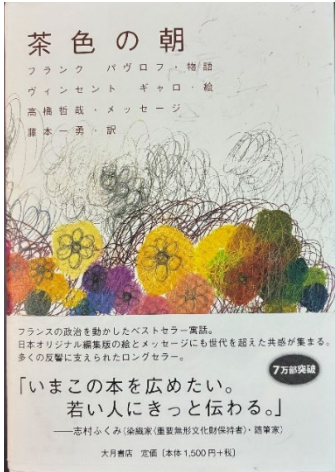
北海道と九州、生まれた場所が遠く離れていて、趣味も、なりた職業もまったく違っていた二人が、ただ数mlの同じワクチンを接種したというだけで、十数年たったいまも重い副反応に同じように苦しみ続けているということが、

まさにこのワクチンの罪深さを物語っています。

二人ともあたたかい家庭で育ち学校にも楽しく通っていました。でもいま全身の痛みや倦怠感、運動障害、光過敏などの症状に苦しんでいます。これが被告らが主張するような、家庭環境や学校でのいじめなど社会・心理的要因で起きる「心身の反応」であろうはずはありません。

今回の対談では、日頃、講演などではちよつとお願いにくいことも話してみてもお願いしてみました。すると北のみゆうさんからは「私の家族はいつもわいわい明るい家族なのですが、その母が一度だけ泣いている姿を見たことがあります。それは私が副反応の激痛にのたうち回っているときでした。今でもそのことを申し訳ないと思っています」と話しました。梅本美有さんは「83歳の祖父が28歳の私よりずっと元気なんです。そして孫（私）のことを心配してくれています。これっておかしいですよね」と話しました。

心に残る対談になりました。



『茶色の朝』大月書店 1650円
 フランク・パヴロフ (小説)
 ヴィンセント・ギャロ (挿絵)
 藤本一勇 (著) 高橋哲哉 (著)
 フランスのベストセラーにオリ
 ジナルの絵と解説を加えた日本
 版は2003年に初版発行。2025年
 9月には31刷になっている。

ずいぶん前にフランスで出版され
 た本ですが、いまの日本でこそ読む
 べきではないかと思ひ、本欄で紹介
 します。

十一ページの短い小説です。

冒頭は、陽光ふりそぐビストロ
 での友人シャルリーとの会話。シャ
 ルリーが言うには、自分の飼ひ犬の
 黒のラブラドルを「安楽死させな
 きゃいけないかった」というので
 す。

それは「茶色の犬以外は処分しな
 ければならない」という法律が施行
 されたためでした。その根拠たるや
 茶色の犬がもつとも都市生活に適し
 ている、子どもを産みすぎず、えさ
 もほるかに少なくすむことが科学
 者らの実験で証明されたという程度
 のものでしたが、主人公とシャ
 ルリーはまあそれも仕方ないかと受け
 入れます。実はそれ以前に、猫に対
 して同じような法律ができて、主人
 公も自分の飼ひ猫（白と黒のぶち）
 を処分せざるを得なかったのですが、
 それを犬にまで適用するなんて、と
 少し抵抗を覚えたものの「確かに犬
 が増えすぎるのも良くないし」と、
 現状を容認してしまいます。

しばらくすると、この法律を批判
 し科学者の実験結果にも疑問を呈し
 ていた新聞が発禁処分となります。

国民は政府寄りの「茶色新聞」しか読
 めなくなってしまうますが、二人は
 それも仕方ない、確かにあの新聞は
 危ない橋を渡りすぎていたし、と受
 け流し、やがては自分たちも茶色の
 犬と猫を飼うようになります。「流
 れに逆らわないでいさえすれば安心
 だし、それも悪くない」と主人公。

ところがある日突然、彼らにこの
 法律が降りかかってくる。法律が
 変わって「別の色のペットを以前に
 飼っていたこと」も罪に問われるよ
 うになったために、シャルリーが逮
 捕されてしまったのです。

主人公も自分もいつ逮捕されるの
 か不安で眠れなくなります。最初か
 ら政府の動きを警戒すべきだったと
 悔やむ一方で、やはり最後まで自分
 に言い訳をします。

「抵抗すべきだったんだ。でもどう
 やって？ 政府の動きはすばやかっ
 たし、俺には仕事があるし毎日やら
 なきゃならないこまごましたことも
 多い。他の人たちだって、ごたごた

はごめんだからおとなしくして
 るんじゃないか？」

そしてついに、ある朝、主人公
 の部屋のドアを誰かが乱暴にたた
 く音で小説は終わります。

◇ ◇

著者のフランク・パヴロフは、
 フランスとブルガリアの二重国籍
 を持つ心理学者で人権活動家。極
 右政党が急激に支持を伸ばしてき
 た1990年代に危機感を覚え、
 若い世代に読んでほしいと、わず
 か1ユーロの定価でこの本を出版
 したそうです。そしてその後、極
 右政党の党首が大統領選挙で2位
 にまでなった2002年に、この
 小説が再発見されベストセラーに
 なりました。

フランスで「茶色」というのは
 ナチスを連想させる色だとか。で
 もこの小説にはファシズムに対す
 る声高な告発や糾弾の表現はなく、
 むしろ主人公の身の回りに少しづ
 つ起きていく変化が淡々とした筆
 致でつづられているだけです。そ
 れだけに、いつの間にか「ファシ
 ズム的なもの」が世の中に広がっ
 ていくことの恐ろしさを感じます。

権力者に「お友達感覚」で親し
 みを持ち、権力に対する当然の批
 判を「悪口」と感じる国民。そし
 て自分に矛先が向いたときに初め
 てその問題性に気づく。

こんな愚かなことが今の日本で
 起きているのではないか。そんな
 ことを考えさせてくれる寓話です。

編集後記

前号でかかりつけの内科ク
 リニックが閉院した話を書き
 ましたが、同じ場所に居抜き
 で閉院したクリニックが、な
 んとも閉院することになっ
 たとのこと。

「僕は雇われたから」という
 医師によると、経営者がトラ
 ブだったとか。私はここにい
 わゆる門前薬局もかかりつけ
 にしていたので、今度はそちら
 が心配になります。

事務局だより

以前、妊婦の体重管理に厳しい産科が近所
 にあった。出産まで妊娠前(!)の体重を維持し
 ると指導される。当時妊婦だった私は、絶対無理
 だと感じた。今では母体の体重増加が極端に少
 ないとリスクがあるとさえ言われる。当時必死
 に指導を守った女性たちはどんな思いだろうか。

さて先日公開された日刊薬業のアーカイブは
 なかなか興味深い。1962年、厚生省課長は業
 者のサリドマイド剤出荷停止は慎重を期すため
 で結論を出すには根拠薄弱、まだ研究中だとわ
 ざわざ通達を出したらしい。「ウイルス説が強
 まったスモン病」という書き出しの1970年の
 記事もある。医学において何が正しいか決める
 のはけっこう難しいというのが歴史の教訓なの
 ではないだろうか。(田嶋)

薬害オンブズパーソン
 Medwatcher Japan

発行：薬害オンブズパーソン会議

発行人：関口正人

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-14-4 AMビル4階

TEL 03-3350-0607

FAX 03-5363-7080